

令和3年7月13日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における過去の保安規定不適合事案に関する調査結果について

当社は、伊方発電所において、過去に当社元社員（現在は退職）が、宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に保安規定に定める必要な要員数を満たしていない<sup>\*1</sup>時間帯があったことを確認・公表し、本事案の詳細について調査を継続することとしておりました。

（7月2日お知らせ済み）

本調査にあたっては、社外の弁護士の指導・助言も得て、社内のコンプライアンス推進委員会<sup>\*2</sup>の事務局にて調査いたしました。その結果、判明した事実関係等は、別紙のとおりです。

当社としては、本事案を重く受け止めており、このたびの調査結果を踏まえて、今後、実効性ある再発防止策を策定するとともに、企業倫理の徹底に努めてまいります。

※1：新規制基準施行後に策定した保安規定（平成28年4月実施）では、重大事故等が発生した場合に対応を行う要員数（22名以上）を定めており、夜間・休日は発電所構内で必要な要員を待機させている。

※2：法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、平成14年12月に設置。  
社長を委員長、総務担当役員を主査とし、経営企画部長や広報部長など部門横断的な立場から判断のできる間接部門の長などで構成。事務局は、総務部が担当。

（別紙）調査の概要

以 上

## 調査の概要

### 1. 経緯

伊方発電所において、発電所関係者からの匿名による申告(2021年6月24日に確認)があり、その内容は、「元社員A(現在は退職)が宿直勤務中に発電所を脱け出し、業務を放棄していたが、保安規定への不適合処理として是正および公表されないのはなぜか」とするものであった。

本申告内容に係る事実関係の調査等は、より客観的な立場で行う必要があると判断し、爾後の対応については、主管部門の原子力部門ではなく、コンプライアンス推進委員会において本事案に係る詳細な調査を実施した。

### 2. 調査実施主体

コンプライアンス推進委員会 事務局 8名

### 3. 調査実施期間

2021年6月29日～7月12日

### 4. 調査の内容と結果

(1) 元社員Aの宿直当番中の外出実績の有無に係る調査

#### ①車両運転日誌の確認

- ・対象期間：2016年4月\*から元社員Aの退職(2021年1月)までの期間における元社員Aの宿直日(計101日)  
※重大事故等対応要員として22名を確保することを保安規定に定めた月
- ・調査方法：対象期間に元社員Aが運転した可能性のある社有車全数(計64台)の運転日誌を確認し、元社員Aが発電所外へ出た実績の有無を確認
- ・結果：対象期間において、宿直当番の日に社有車を使用して5回(うち4回は運転日誌に偽名を使用)発電所外に出ていたことを確認した。

<宿直当番中に発電所外へ出たと考えられる日時>

	日時	宿直時間	外出時間
①	2017年3月20日(月・祝)	8:30～翌8:30	9:00～11:00
②	2018年1月20日(土)	8:30～翌8:30	9:00～10:00
③	2018年8月5日(日)	8:30～翌8:30	9:00～9:30
④	2018年9月22日(土)	8:30～翌8:30	9:00～10:00
⑤	2019年2月9日(土)	8:30～翌8:30	9:00～11:00

#### ②元社員Aへの聴き取り

2021年7月1日に元社員A本人との面談により確認したところ、元社員Aは上記5回の外出の事実を認めた。

### 【調査の結果】

元社員Aが宿直当番の日に発電所外へ出ていた上記5回の外出時間帯は、伊方発電所の保安規定(重大事故等対応要員として22名が宿直当番に従事)を一時的に満たしていない状態であった。

(2) 元社員A以外の宿直当番中の外出実績の有無に係る調査

○2021年3月以降分の調査

伊方発電所の出入管理システムの記録が残っている2021年3月以降について、宿直当番者のリストと同システムにおける発電所出入者の記録を照合し、宿直当番中に不正に発電所外へ出た者がいないことを確認した。

○2021年2月以前分の調査

伊方発電所の出入管理システムの記録が残っていない2021年2月以前分については、以下の方法により、宿直当番中に不正に発電所外へ出ていた者がいなかったかどうかを調査した。

①車両運転日誌の確認

- ・対象期間：2016年4月から2021年2月
- ・調査方法：対象期間に、当社および関係会社の宿直当番者が運転した可能性のあるすべての社有車および関係会社車両（計119台）の運転日誌（残存するものすべて）を確認し、宿直当番者が勤務中に発電所外へ出た実績の有無を確認
- ・結果：運転日誌からは、元社員A以外に、宿直当番中に不正に発電所外へ出た者は確認されなかった。

②宿直当番者へのアンケート

- ・対象期間：2016年4月から2021年2月
- ・対象者：伊方発電所で宿直当番を担当したことがある者（計689名）
- ・調査方法：宿直当番中に発電所外へ出たことがあるか、宿直当番中に発電所外へ出たことがある者を把握していたかについて、記名アンケート形式で聞き取り
- ・結果：元社員Aについて、宿直当番中に不正に発電所外へ出ているとの噂を聞いたことがあるとの回答が10件寄せられたものの、2021年2月以前についても、元社員A以外に宿直当番中に不正に発電所外へ出た者は確認されなかった。

③伊方発電所関係者への申告依頼

- ・対象期間：2016年4月以降
- ・対象者：伊方発電所の当社社員および関係会社・協力会社社員
- ・調査方法：宿直当番者が発電所外へ出ていた事実などを把握していれば、社内外のコンプライアンス相談窓口へ申告するよう周知・依頼（匿名でも可）
- ・結果：宿直当番中の不正外出に関する申告は社内外のコンプライアンス相談窓口へ寄せられなかった。

**【調査の結果】**

重大事故等対応要員として22名を確保することとした2016年4月の保安規定変更の実施以降、元社員A以外に宿直当番中に不正に発電所外へ出た者は確認されなかった。

## 5. 原因分析

### (1) コンプライアンス意識の一層の向上

本事案の発生に至った原因は、元社員Aが原子力安全に対する意識やコンプライアンスを徹底するという意識を欠いていたことであり、再発防止に向けた喫緊の課題は、伊方発電所で働く全従業員の原子力安全に対する意識の向上と、コンプライアンス意識の更なる醸成である。

改めて、福島第一原子力発電所事故の反省という原点に立ち返り、上記を目的とした周知・教育を徹底する必要がある。

### (2) 不正を未然に防止する仕組み等の構築

#### ①退域管理体制

伊方発電所への入域時は、不審者等の侵入を防ぐ観点から、厳格な入域管理が行われている一方で、退域時は、個人を識別するまでの管理がなされていなかった。宿直要員の不正な外出を確認できる体制の構築が必要である。

#### ②宿直要員の待機確認体制

宿直開始時に点呼するのみで、その後は宿直終了まで待機確認がなされていなかったことから、宿直当番中に不正に発電所外へ出ようとする者がいた場合、確認できない環境であった。

点呼の回数を増やす、または抜き打ちの点呼を行うなど、宿直要員が無断で発電所外へ出ることができない体制の構築が必要である。

#### ③車両の管理体制

元社員Aは、宿直当番中に、自らが当時所属していた部署とは別の部署の車両を運転し、また偽名を用いて運転日誌を記録していた。

所属の異なる別部署の車両の鍵を容易に持ち出せる環境にあったこと、また運転日誌に偽名を記載しても、その事実が問題として表面化しない環境にあったことが不正行為を見逃してきた要因の1つである。

車両が不正に使用された場合や運転日誌に虚偽が記載された場合等には、すみやかにその内容が把握できる体制の構築が必要である。

#### ④保安規定違反のおそれのある情報への対応のあり方

元社員Aが宿直当番中に発電所外へ出ているとの噂を聞いたことのある者が、今回の事案発覚前から存在していた。

噂の内容が保安規定に違反するおそれがあるという伊方発電所の安全性に大きな影響を与える可能性のあったものであることを踏まえると、本来であれば上長へ報告する等、事実確認に向けて能動的な対応がとられるべきであった。

伊方発電所で働く者の目的・使命についても認識の共有を図り、伊方発電所の安全性に大きな影響を与える可能性のある情報等については、上長へ報告する等、一人ひとりが能動的に対応するよう周知・徹底することが必要である。

## 6. 再発防止策について

○ 7月9日、社長名で全従業員に対し、公益事業を担う自覚と責任感をもって、高い倫理観に基づき、法令や社内規程等の基本ルールの遵守はもとより、コンプライアンスの徹底に努めるよう周知した。

- また、既に今回の事案の発生を踏まえ、伊方発電所では、
- ・宿直時の点呼の頻度を増やす
  - ・発電所の出入管理システムにより、宿直当番者が発電所外へ出ていないことをすみやかに確認する

などの対策を講じているところであるが、今後、改めて、今回の調査における原因分析等を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定するとともに、企業倫理の徹底に努める。

以 上